

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款9条及び第23条に基づき、社会福祉法人岐山会(以下「法人」という。)の役員等に対する報酬、交通費及び宿泊費等(以下、「報酬等」という。)の支給に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この規程において役員等とは、理事長、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会の外部委員をいう。
- (2) 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。
- (3) 交通費及び宿泊費等は、旅行に必要な運賃、宿泊費の実費弁償費として支払われるものである。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対する報酬等は、無報酬とする。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年 6月16日(評議員会の議決日)から施行する。